

児童手当制度改正のお知らせ

令和6年10月分(令和6年12月支給)から児童手当の制度が一部改正されます。
世帯の状況により、手続きが必要な場合があります。必ずご確認ください。

1. 児童手当の支給対象年齢が高校生年代まで(18歳年度末まで)となります。
2. 所得制限が撤廃され、所得にかかわらず児童手当が支給されます。
3. 第3子以降の手当額が30,000円に増額されます。
4. 多子加算のカウント対象の年齢が22歳年度末までに拡充されます。(※1)
5. 支払い回数が年3回から年6回(偶数月)になります。

(※1) 第3子のカウント方法については「支給額について」をご確認ください

支給額について 1人あたり月額

制度改正前

児童の年齢	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	15,000円
3歳以上小学生	10,000円	15,000円
中学生	10,000円	10,000円

※ 所得制限限度額以上かつ所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円

※ 所得上限限度額以上の場合は、特例給付の支給なし

制度改正後

児童の年齢	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上18歳の年度末まで	10,000円	30,000円

※ 「第3子以降」とは、受給者(請求者)が生活費等を経済的に負担している大学生年代(22歳年度末まで)から数えて3番目以降の子をいいます。

※ 施設里親等受給者については、第3子以降の加算はありません。

(例) 下記の場合の児童手当(月額)は70,000円です。

第4子

12歳



支給対象

第3子

14歳



支給対象

第2子

16歳



支給対象

第1子

20歳



カウント外

23歳

